

専第8号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年8月19日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 17,200円

相手方		事由
名称	住所	
株式会社ナンチク	曾於市末吉町二之方1828番地	曾於警察署執務室における事故（物品損傷）